

総務委員会会議録

日時 令和4年4月19日(火) 開会時間 午前10時24分
閉会時間 午前10時38分

場所 委員会室棟 第1委員会室

委員出席者 委員長 卯月 政人
副委員長 桐原 正仁
委員 河西 敏郎 桜本 広樹 鷹野 一雄 宮本 秀憲
古屋 雅夫 笠井 辰生 小越 智子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

総務部長 市川 康雄 総務部理事(次長事務取扱) 関 尚史
総務部次長(人事課長事務取扱) 佐野 満 財政課長 高橋 直人
行政経営管理課長 小林 洋一

議題(付託案件)

第158号 令和4年度山梨県一般会計補正予算

審査の結果 付託案件については、原案のとおり可決すべきものと決定した。

審査の概要 午前10時24分から午前10時38分まで総務部関係の審査を行った。

主な質疑等 総務部関係

※第158号 令和4年度山梨県一般会計補正予算

(訟務管理費について)

桐原委員 今回の補正予算に関わる訴訟の概要について、質問をさせていただきます。

小林行政経営管理課長 訴訟の概要について御説明をさせていただきます。

まず1件目、甲府地方裁判所令和4年(ワ)第96号損害賠償請求事件でございます。こちらにつきましては、令和2年に県内の公立中学校内のトラブルについて行った原告に対する県の聞き取り調査がハラスメント行為に当たり、原告が精神的苦痛をこうむったとしまして、500万円の支払いを求めて令和4年3月に甲府地方裁判所に提訴したものでございます。

2件目の甲府簡易裁判所令和4年(ハ)第55号損害賠償請求事件でございます。こちらは平成31年に傷害事件の被疑者として警察官が原告、これは県内の高校の外国語指導助手でございますが、こちらを逮捕勾留したことが、職権濫用にあたり、原告が精神的苦痛をこうむったとしまして、100万円の支払いを求めて、令和4年2月に甲府簡易裁判所に提訴したものでございます。

桐原委員 今回のこのような通常の訴訟であれば、もう少し簡潔に効率的な、例えば、専決もあるかと、私は個人的に思うんですけど。
 今後も、こういう案件があれば、臨時会を開くということなんでしょうか。

小林行政経営管理課長 基本的には臨時議会を招集させていただき、補正予算を御審議いただくということが基本であると考えております。

訴訟の相手側から訴えが提起されるタイミングにつきましては、県として把握や調整することができないということから今回のような対応をお願いする場合が今後も生じ得ると認識をしているところでございます。

桐原委員 こういった通常の事件であれば、私は効率的に、また適切に運用できる方法があるのであれば、ぜひ検討をしていただきたいと思いますし、ぜひ議会にもよく相談しながら、執行部としてしっかり検討をお願いしたいと思います。

小林行政経営管理課長 いろいろ方法について今後検討させていただきたいと考えております。

議会において定められております専決処分事項を指定する件に訴訟代理人契約に係る債務負担行為の計上等を追加していただくということをお願いさせていただいた上で、軽易な事件や通常の事件に該当する場合につきましては、債務負担行為について専決させていただき、次の議会で報告させていただくという方法も一つの方法として考えられるのかと思います。その場合にあわせまして、一定程度の着手金に要する費用を予算に計上させていただくということになるかと思っております。いずれにしても今後の取り扱いにつきましては、議会ともよく御相談をさせていただきながら、検討していきたいと考えているところでございます。

鷹野委員 今回の桐原委員に関連する質問でございますけど、軽易な案件とか、内容によっても、議会に諮るべきものが当然あると思っております。時間的余裕とか、そういうことも当然あるかもしれませんが、県民生活に大きく影響するものについては、今お答えの中で相談をということでございますけど、しっかり相談をしていただいて、それに基づいて、訴訟の扱いを今後どうするかを、今までの訴訟費用の経緯等も重々理解していただきながら進めていただきたいと思います。

小林行政経営管理課長 ただいまの委員御指摘のとおり、指針に基づいて対応しているものではございますが、形式的、事務的にただ整理をするということではなく、御指摘いただきましたとおり、内容についてはしっかり精査した上で、逐次御相談をさせていただきながら、適切に対応していきたいと考えております。

小越委員 100万円の支払いを求められて、1件ずつそれぞれ50万円ということなんでしょうか。50万円とした根拠をまずお知らせください。

小林行政経営管理課長 50万円の根拠ということでございますが、訴訟代理人弁護士を選任及び報酬に関する指針がございます。こちらの方で軽易な事件につきましては、着手金が25万円、通常の事件では50万円と設定をさせていただいておりますが、今回の対応につきましては、通常の損害賠償請求事件ということで、今後こういった対応が想定されるかは、なかなか予測できないところもございますので、50万円ということで着手金の設定をさせていただいたところでございます。

小越委員 通常ということで50万円というお話でしたけども、この訴訟については顧問弁護士がいるんですか。それとも訴訟代理人を充てるんですか。

小林行政経営管理課長 2件とも顧問弁護士にお願いをするということで内諾を得ているところでございます。

小越委員 顧問弁護士さんはどなたですか。

小林行政経営管理課長 2件とも村松弁護士にお願いする予定になっております。

小越委員 村松弁護士って初めて聞くんですが。

小林行政経営管理課長 今年度から、ひまわり法律事務所の村松晃吉弁護士に顧問弁護士をお願いしておりまして、2件とも村松弁護士にお願いすることで、内諾を得ているところでございます。

小越委員 顧問弁護士料の他にこの訴訟代理人の弁護士費用を払うということなんですか。顧問弁護士料の中に込みなんですか。

小林行政経営管理課長 着手金につきましては、顧問弁護士料とはまた別でございます。

小越委員 先ほどもお話がありましたけど、今回50万円の2件ということで110万円、専決処分ではなく議会にかけられたんですけども、去年は1億円を超える弁護士費用を専決されました。その時には何か時間がなかったという話だったんですけど、今回この2件の訴状が届いてからの時間の経過のところを少しご説明ください。

小林行政経営管理課長 まず、甲府地方裁判所の損害賠償事件につきましては、訴状の到達が3月30日、答弁書の提出が4月19日、本日に指定されています。口頭弁論につきましては4月26日を指定されたところでございます。

甲府簡易裁判所の損害賠償事件につきましては、訴状到達が4月1日、答弁書の提出が5月11日、口頭弁論が5月18日を指定されているところでございます。

小越委員 ということは、去年は4月1日にきたか、過ぎたかだったんですけど、今回、顧問弁護士の村松弁護士にお話をして、3月30日から4月19日この間にどのような交渉だったんですか、時間的にどのくらいだったんですか。

小林行政経営管理課長 それぞれ訴状が到達した時点で打診をいたしております。ただ弁護士の先生方も内容によって最終的に受けるか受けないかを判断、例えば、利益相反になるものがないとか、そういった検討も当然ございますので、若干の時間をいただいたところでございます。

具体的な日付につきましては、今手元にございませませんが概ね1週間ぐらいの間に、お話をして了解をいただいたというところでございます。

小越委員 先ほど鷹野委員からありましたけども、やはり他の案件につきましても、弁護士費用について、簡易か通常かわかりませんですけども、全てが県民生活に関わるものですから、専決処分ではなく、議会に諮っていただきたいと思います。今回、専決処分していただかなかったので、よかったと思うんですけども、

県民の税金で払ったわけですから、ぜひそのことは専決ではなく議会で諮っていただきたいと思います。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

その他 ・委員会報告書の作成及び委員長報告については、委員長に委任された。

以 上

総務委員長 卯月 政人